

令和元年第2回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 令和元年 6月19日 午前10:00

○散 会 午後 0:18

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	5番 鈴木 斌次郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋谷 一 春
教 育 部 長 鑑 孝 子	農業委員会事務局長 児 玉 正 生
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	学校教育課長 山 田 敬 輔
社会福祉課長 筒 井 弥 生	産 業 課 長 佐々木 涉
都市建設課長 菅 生 司	上下水道課長 畠 山 修
幼児教育課長 櫻 庭 仁	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 児 玉 亮 悦
----------------	-----------------

令和元年第2回潟上市議会定例会日程表（第3号）

令和元年 6月19日（3日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、11番伊藤正吉議員、10番佐藤義久議員、6番佐藤敏雄議員の順に行います。

それでは11番伊藤正吉議員の発言を許します。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） どうもおはようございます。

私からは、通告に沿って2点について質問致しますので宜しくお願い致します。

1つ目は、保育施設の民営化についてでございます。

公立保育園の民営化については、全国的に行われております。県内の市や近隣の市でも民営化が進められております。この度、本市において天王地区の3保育園を統合したこども園の計画をされております。保育園の老朽化と保育士不足による待機児童の解消も一つの要因と思います。公立保育園では、経営面においては正職員数の定数不足のため、それを補う形で臨時の方を採用と募集をしておりますが、なかなか状況は改善されず変わりません。職場環境の改善や、また本市の財政面においても負担が大きいのではないかと思います。国が一億総活躍社会を目指し、女性や高齢者の就労を推し進めるなど、子育て世帯を取り巻く環境に変化が見られ、そのような環境の変化とともに保護者の乳児保育に対するニーズなどが顕在化し、3歳未満児の保育需要が著しく増加しているところであります。このように保護者の就労形態や生活スタイルが多様化するなか、長時間延長保育や休日保育など、様々な保育サービスの柔軟な対応が求められるようになってきました。こういった需要に答えていくために、民間活力を活用して保育サービスの充実を図っていくことが保育所の民営化の目的の一つであると思います。また新たな試みとして、公立保育の民営化に移行する時期に差しかかっているのではないかと考えております。公立の保育園に対する補助金については、地方交付税が一括化となっているため、実際には保護者からいただく保育料と一般財源が主な財源となっているのではないかと思います。保育園の運営上、市の財政負担や保育士の職場環境の改善等を考

慮すると、やはり国や県の補助金が必要ではないかと思いますが、私立の認可保育園、これ一般的な保育園になると、どの程度の補助金が交付されているのかお伺いします。多くの市町村が民営化に移行しておりますが、その理由として多くのメリットがあるためと思いますが、そのメリットをどのように考えているかお伺いします。早急に待機児童解消を図るためにも、民営化を促進し経営安定に努めながら、保育士の待遇改善を早急に図る計画はないのか。民営化のために、まずは一つの園でモデル園を設定し、順次取り組む考えはないのか。また民営化をする場合、その受け入れ先も大事な要素となりますが、市内では限界もあると思われることから、市内外からも募る考えはないのか。待機児童解消のため民営化は喫緊の課題であり、保育園の民営化について市長はどのような見解をお持ちなのかお示しく下さい。

2つ目は、基幹相談支援センターについてであります。

障害者施策を推進するにあたり、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談や専門的な指導、助言を行うところとして、障害者総合支援法では、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの設置を市町村に求めています。この基幹相談支援センターの業務内容として、①総合相談②地域の相談支援体制の強化の取り組み③地域移行、地域定着の促進④権利擁護、虐待防止⑤地域自立支援協議会の運営、委託等があげられております。本市におきましても、平成30年3月に策定の第5期潟上市障害福祉計画では、基幹相談支援センターの設置や関係機関の連携強化のためのシステムづくりを推進するとあります。この基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて最も効果的な方法で設置することができますが、今後の取り組みやどのような形態での設置を検討されているのかお伺いします。

壇上からは以上です。

○議長（西村 武） これより当局より答弁を求めます。鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） それでは、11番伊藤正吉議員の一般質問の1つ目、「保育施設の民営化」についてお答え致します。

ご質問の1点目、私立の認可保育園になると、どの程度の補助金が交付されているのかについてお答え致します。

私立認可保育所に対しては、児童福祉法に基づき本市児童の受け入れに対する委託料が支払われております。このほか、子ども・子育て支援新制度に基づきまして、認定こども園や幼稚園に対しては施設型給付、小規模保育事業者に対しては地域型保育給付が

それぞれ支払われる制度があります。これは市町村の確認を受けた園が対象となっております。どちらも国が示す公定価格による基本額に加えまして、施設の規模や職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて、施設の所在地の市町村が認定する各種加算があり、この加算額を加えた額を、認定区分ごと年齢別の人数に応じて負担するものです。

ご質問の2点目、「民営化に移行する理由としてのメリットをどのように考えているのか」についてお答え致します。

現在、市が運営している公立施設を民営化することで、各園の保育事業を柔軟かつ弾力的に運営することが期待できると考えられます。

ご質問の3点目、「民営化を促進し経営安定に努めながら、保育士の待遇改善を早急に図る計画はないのか」につきましてお答え致します。

平成27年度に策定しました潟上市子ども・子育て支援事業計画の中でも、幼児期の教育・保育事業の一体的な推進として、民間事業所の参入を見込み支援していくこととしております。しかしながら、民営化が必ずしも保育士の待遇改善に直接的に結びつくものではないという側面もございます。今後も、民間事業所からの相談等に応じて、民間からの参入により、本市の児童が安心して利用できる施設の確保に努めてまいります。

ご質問の4点目、「民営化をする場合、市内外からも募る考えはないのか。保育園の民営化について、市長はどのような見解をお持ちなのか」についてお答え致します。

現在、潟上市内には市直営施設のほか、学校法人、医療法人、企業が経営する就学前施設があり、これらの中には潟上市外の事業者が運営している施設もあり、さらには施設の類型も異なります。市の直営施設を民営化へ移行した場合でも、園児や保護者、地域住民が安心して利用できるよう、現在幼児教育アドバイザーによる市内すべての就学前施設へのきめ細かな指導及び支援、研修リーダーとなる職員の育成を行うなど、市内全域において学び合う体制の構築に努めております。幼保一体化施設基本計画に基づく認定こども園の施設整備に取り組む一方、本市の就学前施設の教育・保育のさらなる充実に努めながら、多様化する保育ニーズに対し効果的・効率的に保育サービスを提供できる市内外の民間事業者との協働・連携を図り、民間活力の導入も視野に入れつつ、教育・保育の推進に取り組んでまいります。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、11番伊藤正吉議員の一般質問の

2つ目、「基幹相談支援センターについて」お答え致します。

障害者総合支援法、正確には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」では、障がい者及び障がい児が基本的人権を共有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むため障がい福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業による支援を含めた総合的な支援を行うこととされております。基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として位置づけられており、総合的で専門的な相談支援機関でございます。配置される職員は、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師などの専門職で、地域移行・地域定着の促進、権利擁護や虐待防止などの業務を行うこととされておりますが、その設置運営は、直営または委託により実施するもので、市町村の任意事業とされております。県内の設置状況につきましては、5市2町に7カ所の基幹相談支援センターがありますが、いずれの市・町におきましても、障害者施設などを併設する社会福祉法人に委託し実施しております。

基幹相談支援センターの今後の取り組みや、どのような形態での設置を検討されているのかについてであります。本市では、基幹相談支援センターに代わるものとして、市内外を含め専門職員を配置した4カ所の相談支援機関に相談事業を委託し、障害種別ごとに専門的な相談ができるようにしております。また地域移行、地域定着事業につきましては、障がい者などの要望に沿って各相談支援事業所と福祉事務所が連携し、サービスの提供に努めております。さらに、地域の障害福祉に関するシステムづくりに中核的な役割を果たす潟上市障害者地域自立支援協議会では、地域における様々な福祉課題などについて協議を行い、相談支援体制及び関係機関の連携強化に努めているところであります。

以上のことから、基幹相談支援センターの設置に関しては、相談者からの年間相談件数や専門職の配置などを考慮し、今後必要があれば検討させていただきます。今後とも障がいのある方とご家族が、住み慣れた家庭や地域において安心して生活できるよう福祉環境の整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員、再質問ありますか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 保育施設の民営化についてでありますけれども、まず一つずつ聞いていきますけれども、民営化になった場合の補助金と、今現在の公立の保育園の、私

なりに補助金の比較というか調べてみましたけれども、公立保育園の場合は、これは先ほど部長が言ったように、職員室とか様々な規模とかいろんな要因がありまして、一概に私今これから申し上げるのはちょっと適切でないかもしれないけれども、一応参考としてありますのでちょっとお送りしますけれども、公立保育園であれば保育料が30%前後、もちろん国・県の補助金は0%、市の負担額も約65%から70%です。そのうちの負担額のうち、地方交付税が約30%前後と、あと町の持ち出し分が37%、38%ぐらいだとありました。それから、私立の保育園ですと保育料が34%前後、あと国・県の補助金が38%。それで市のこの負担額、先ほども公立のときにも言いましたけれどもそれが約30%前後で、そのうち地方交付税が約12%前後で、市の持ち出しが16%前後でありました。これを比較しても私立の保育園の方が、もちろん国・県補助金もありますし市の持ち出しも少なくなりますし、経営面からいってもこれは一目瞭然、今私がお話したとおりでございますので、私立保育園の方が経営面においては補助金等を考えると有利かなと考えております。

それから、先ほどメリットについても若干部長の方からありましたけれども、私なりにちょっと調べましたけれども、民営化だと正職員になりやすいために保育士も集まりやすいということでもあります。というのは、我が市においても現在保育士の臨時を募集しておりますけれども、リーダーの保育士で1,000円から昨年1,200円に上げております。しかし、普通の保育士に至ってはずっと変わらず1,000円のままでございます。それを毎年続けておりますけれども、なかなか効果が上がらないのが実態であると思います。というのは、実際に臨時の職員になったとしても、辞めて行くのはやはり民営化の方の正職員になりやすいために、そちらの方に行っているものと思います。それも一因あると思います。また民営化については融通がきく、子どものためにいろんな取り組みがしやすく子どものためにもなるかなと思います。また保育士についてもまず努力しますし、公営だとこれまでの流れを大切に、発展・進展がなかなか遅く感じられます。民営化にしても、当然秋田市みたいに経営に市が関与して指導・推進的立場にあるため、私はやっぱり民営化を進める、これ今言ったような様々なメリットもありますので、私はこのあとやはり民営化を進められたらいいのではないかなと思います。

また喫緊の課題であります待機児童解消についても、園の統合だけではこれは無理があると思います。やはり民営化にして保育士の質の底上げ、人数の確保が急務でございます。例えば、最後の市内外に募集とありますけれども、それはなり手がいない場合で

すけれども、やっぱりそういったことで市内外にも意向を聞く調査が必要かと思います。先ほど部長の答弁では、この民営化について、やるのかやらないのかはっきりした言葉では私から見れば言っていないような感じしますが、ちょっと検討するぐらいの感じしか受けませんでしたけれども、もう一度、これは確かに大きな問題でありますので、市長の考え方を私からもう一度お聞きしたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

突き詰めて言えば、民営化の方が財政面からしても人の確保からいっても、メリットがおりになるというようなご主張ではなかったかと思いますが、そういう側面はあると思っています。ただ、我々がまず潟上市として一番この保育・幼児教育の施設等について考えるにあたっては、子どものいわゆる教育環境であるとか保育環境であるとか、それはソフト面・ハード面すべてにわたって、きちんとしたものが提供できるのかどうかということが大前提であります。ですので先ほど申し上げたとおり、この民営化というものはそれは手法の一つであって、我々は当然常に検討しなくてはならない課題であるという趣旨のことを、先ほど教育部長が答弁で申し上げました。先ほどご紹介があったとおり、これは形態によってその財政面から入る議論は、私は必ずしも正しいとは思っていませんが、財政面のことを申し上げれば、確かに国等の補助があり、そして公立の方はどのくらいの交付税算定があるかということが、なかなか一括で交付されるものから見えにくいところがございます。ただ、我々財政的にそれほど豊かかと言われるれば、確かにそういうところはあるんですが、しかし、そこの出だしで我々は判断を誤ってはならないと考えています。ですので我々としては、まず子どもたちのこの保育、幼児教育の環境等を確実なものとして、仮に民営化されたとしても提供できるのかどうかという観点から判断せねばならないし、もし判断するとすれば、先ほど議員ご指摘のとおり、誰に一体ゆだねるのかということが極めて大事になってまいります。ご案内のとおり、潟上市内にも私立でこのような素晴らしい幼児教育を提供してあるところは私も存じ上げてはおりますけれども、はたしてその法人が、例えば法人がすべての潟上市のものを引き受けられるのかどうかといたら、なかなかそれはできかねるだろうと思っています。ですので、ただひとつ、先ほど伊藤議員ご提案のことでそうだなと思ったのは、一つのモデルをつくってそこにまずやらせてみせるという手法はあるだろうと考えています。ただ、まだそこに至っている段階では、我々としては検討状況にはない

と。しかし我々考えの射程の中には、こういった民営化については当然検討するべきということは念頭にはあります。ですのでいずれにしても、今新たなこども園をこれから設置しようという運びになっておりますが、物事順番がございまして、そういったものが我々ひとつ落ち着いた先には、この幼児教育・保育に関しては、この民営化というものがひとつ大きな課題になるであろうということは当然ご指摘のとおり予想されますので、我々としてもそこを今のご提言も踏まえたうえで、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） 民営化した場合、これ民営化にしようとしても、1年や2年でできるわけでもないのでありまして、不安なのが当然それは今までよりも質の高い保育サービスができるかどうかそれはいろいろ考えられますけれども、あとは今現在の正職員がどうやって移行していくとか、それらのいろんな問題もそれはあります。しかしながら、他の市町村が進める段階であって、それらはいろんな調整のやり方で、正職員の例えば給料を下げるとかそういうのじゃなくて、それを維持しながらその方に補助を出していくとか、それはいろんな手法があって調整できるものと、ほかの民営化をやっている市のあれからいろんな情報を聞きますと、それらについてはやり方によって、最初はやっぱり何でも新しいことをやるとすればなかなか二の足を踏む感じでございますけれども、今すぐやれないということですのでそれはそれでわかりましたので、このあとやはりいろんな研究を進めて、いずれは民営化にやはり移行していく時期が来ると思いますので、このあとも私この件についてはまたいろいろ質問してまいりますので、やはりゆっくり民営化についていろんな様々な観点から検討していただきたいとお願いいたします。わかりました。何か答弁ありましたらお願いします。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 今ご指摘のときに、私が先ほど申し上げたこととほぼ同様のことをおっしゃっていただいたと思っています。この幼児教育・保育のその民営化につきましては、やはり選択肢の一つとしてはあると。ただ今世の中の状況として、これは無認可の方の保育施設等で今盛んに報道等で行われていることは、大量にそこを退職してしまう職員さんがいるであるとか、あるいは、そういうことの事態のために親御さんが非常に不安に思っているという事態もあります。我々は、今この今年から幼児教育の無償化

も始まり、実はこの先の親御さんたちのニーズも教育委員会の方で一生懸命図ろうとしているのですが、なかなかそこは予想がつかないところもあります。ですから、そういった新しい段階に入る幼児教育・保育でありますので、そういった動向も見極めて、その民営化というものも一つの大きな選択肢として我々検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） どうもありがとうございました。

それでは、次の基幹相談支援センターについてちょっとご質問したいと思います。

先ほど部長の方から、基幹相談支援センターについては今のところいろんなほかの方でできていますので、今のところは設置の予定はないということでありました。代わるものとして、4カ所相談の窓口があるということでしたので。それに当市では自立支援のための協議会も設置されておりますので、その部分においてもいろんな専門部会があると思いますので、そこら辺でいろんな相談窓口にもなれますし、総合的な自立支援、障がい者の支援が進められますので、それはそれでこの基幹相談支援センターについては障害福祉計画にもシステムづくりを推進するとありましたけれども、それに代わるものとして、いろいろな施策をもって障がい福祉のために尽くされているということは、私も常日頃から、障がい福祉はすごい充実してきめ細やかな施策でもってやられていると思いますので、これからも地域の自立支援協議会を中心として、この精神的な障がい者それから知的障がい、身体障がい様々な障がい者がおりますけれども、それらの方々に対してこれからも限りなくご支援して、福祉の障がい者の自立のために努めていただければと思ひまして、これについては再質問はございません。

以上で質問終わります。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもちまして11番伊藤正吉議員の質問を終わります。

次に、10番佐藤義久議員の発言を許します。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） おはようございます。

一般質問の機会をいただきました議会に対し、まずもって御礼申し上げます。

早朝よりの傍聴者の皆様にはご苦勞様でございます。心より感謝と御礼を申し上げます。

今回の私の質問は、昨年5月18日の豪雨災害を二度と起こさないようにとの質問であります。今年は気温も高く干ばつとささやかれる昨今、一雨きたときの有事に備えるた

めとご理解いただきたいと存じます。

昨年は間髪入れずに大きな被害を受けた町内会のご理解のもと、町内会長さんをはじめ役員の方、被害者の方々からご案内を受け、踏査した結果当局に要望し質問にも含めておりますが、危機管理体制を確立する機会としたい、大方は各所の水門操作に問題があったと思います。水系を把握せずではなかったか疑問を抱きました。

それでは質問に移ります。

第1点の浸水常襲地域の危機管理についてであります。

昨年5月の豪雨災害対策のその後であります。調査費及び修繕費の予算化は、ご案内の通りであります。①調査の結果はどうでしたか。また②修理修繕の箇所と対応策については。③、①と②についての地区ごとに踏査地点を詳細に地図・図面をもって水門・水系の説明される機会を持つことを要求したいと考えます。この点について。④水系や水門操作については、管理担当を明記して広く広報かたがみ等で市民に周知すべきであるとの観点から、この点についてはいかがでしょうか。市内各所の水門操作等について、統括は危機管理担当が当たるべきものと考えます。今後において、災害常襲地域はなくすべきとの観点から申し上げているところであります。昨年の浸水害は、総合的に私自身の踏査からは人災ではとの判断をしています。そののち再踏査し当局に要望した経緯がありますが、即座に対応されて改善を余儀なくした事象もあり、評価は致しております。次に⑤このたび県農林水産部農地整備課・水利整備・防災班で配布した資料・パンフレットは、防潮水門の役割と題しているものでした。当該地区に再確認・再認識のための資料と受け止めました。内容を見ると、調整池の管理水位は灌漑期、5月1日から8月10日までプラス1.0mと記載されておりますが基準点が不明です。さらに雨の被害が発生時期に、大雨による水位上昇が予想されるときは、事前に開放して調整池の水位を調整していますとも記載しています。弁解にも取れます。しかし昨年5月18日には宅地に浸水、床下浸水が始まり、危険を感じた豊川沿いの市民から電話でポンプの手配を要請され、市役所に手配を依頼して現場にかけつけその旨を伝えに行きましたが、のちに県に水門開放を願い出たが開放を判断するための会議中で、簡単に開閉はできないとの回答だったと伺いました。午後4時過ぎだったと聞きます。虻川の城の後地内にポンプ車が集結したのは午後10時過ぎと伺っています。時すでに床上浸水していたようでありました。懸命な排水作業には感謝はしておりました。また一方、馬踏川沿いの上流・佐渡の方は、これまでない水嵩で農機具のモーターは水没した、それでも夜9時半ごろ、

ようやく元の川に戻ったと話していました。市内の水路の管理もさることながら、防潮水門の対策を完全なものにするためには、他団体に働きかけも必要に思います。このたび5月10日でした。ポンプを携えて県農林水産部農地整備課・水利整備・防災班を尋ね、先ほど申し上げましたプラス1.0mの基準点を伺いました。ところが即答がなく疑心を抱きましたが、当初から調整池の海水面との差異は海拔と聞いていたところであり、その必要性を尋ねる目的で来ましたので海拔と確認はできましたが、東京湾と秋田の海水面の差異は判明せず、意地悪いと受け止められたかもしれませんが、潟上市役所では差異は6cm低いと聞きましたが、そうすれば水門の水位は1.06mの差異ではないですかと尋ね、私の持論ですが、干拓当時に馬踏川の船着き場、日常の使い水の為に造られたステージがある。素人判断です。この下端が常水面と考えています。写真を提示して説明しました。県の方は、多くの雨でも水門付近の水嵩は20cmが上昇する程度と譲りませんでした。私自身の判断ですが、その20cmが河川上流では1.5mにもなっていると。その20cmがなければ水害が起きないと断言しますとまで話して来たところです。水位の基準を水門付近で定め、海水面をプラス80cmで水害は起きないのでから下げられませんかとお願いもしてきました。そうしましたら、大潟村の為に灌漑用水を確保するとのことでありました。このことは、事前に大潟村の方に水位の関係で灌漑ポンプの作動はできないのかを確認してもらっていたところでは、それはないとのことだったようですがと話したところ、村と水利組合とは異なるとのことでありました。河川の水位を尋ねても、縦割り行政丸出しでもありました。纏々持論を交えて申し上げましたが、⑥プラス1.0mと定めている根拠についても調べていただきたい。関係機関の協議の機会があるとも伺ってきました。私どもの会報を手渡して来ていますので、よく調査・精査して協議会に申し入れをすることを提案致します。また、県議会議員に依頼することも方法かと思えます。ご回答をお願いするものであります。⑦さらにNHKの情報提供で、各地の河川の水位を見ることができます。NHKに電話しましたら、国土交通省のものを放映しているだけとのこと。河川の水位の基準点が疑問です。馬場目川・久保で1.36mとか、雨のあとは0.97mとか正常水位と表示されています。国土交通省では槻木の観測点も表示しているようです。堤防の上端までの氾濫するまでの水嵩と考えていますが、この点についてはどうでしょうか。県農林水産部農地整備課・水利整備・防災班では、河川のことは自分たちにはわかりませんとのことでした。⑧こうしたことについては、市当局でも農業用水は改良区とか、排水は都市下水とか、道路側溝は建設と

か、よく担当が違うと言われることですが、日本海に注ぐ水問題は関係各課の共有すべきもので、チームで活動すべきことと考えます。この点についてのお考えをお聞かせください。

次に質問の2点目。道の駅しょうわ・ブルーメッセの花きセンターの撤退について。

①どのように進んでおられるのでしょうか。その進捗状況をお聞かせください。すでに庁内で協議は進んでいるものと推察致していますが、各関係団体にも意見を伺うなどもあったとも聞きませんので、心配している方も私はじめ市民の中には多くおります。この点についてのご答弁をお願いします。②当局が方向づけしてからでなく、当該地区、市民の要望や意見を収集して、活用の方向を定めることはお考えにはありませんか。いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わりますが、ご答弁は簡略にお願いしたいところであります。宜しくお願いします。

○議長（西村 武） これより当局の答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 10番佐藤義久議員の一般質問の1つ目、「浸水常襲地域の危機管理について」お答え致します。

ご質問の1点目、「調査の結果はどうでしたか」についてお答え致します。

はじめに、質問の通告書にあります昨年5月の豪雨災害対策以降の調査費及び修繕費の予算化とありますのは、平成30年9月補正予算に、飯田川下虻川地区の浸水対策事業として予算計上した調査委託料と水路及びゲート改修工事と思われまます。調査委託による飯田川下虻川地区につきましては、現地調査を行い、流域範囲、現況施設の状況を把握するとともに、対象地区住民から災害時の浸水区域・深さ・時間等の聞き取りを実施しております。雨量データを検証した結果、地区内の雨水排水路の流下能力は、下水道計画で通常用いる7年に1度程度発生する雨量では床下浸水は発生しないという結果を得ました。一方で昨年5月18日の降雨は、気象庁五城目観測所の気象データによると、1日の降雨量は、観測が始まった1976年以降最大の降雨量で、30年に1度の降雨量に匹敵するものでありました。今回の浸水・冠水被害の主な原因としては、前段に述べました当該地域への大雨による河川水位の急激な上昇により河川への排水ができなかったことによる、いわゆる内水によるものと考えられます。また、閉じていない排水ゲートから地区内に河川から逆流したことも原因の一つとして想定されます。

次にご質問の2点目、「修理修繕の箇所と対応策について」お答え致します。

浸水被害のありました飯田川下虻川地区において、浸水対策工事を昨年度実施しております。工事内容は、二級河川の豊川から排水路への逆流防止のため、フラップ式ゲートを5カ所に設置するとともに排水路1カ所の改修を行っております。

次にご質問の3点目、「①と②について地区ごとに踏査地点について詳細に地図、図面をもって水門・水系の説明される機会を持つことも要求したいと思います」についてお答え致します。

豊川へ流下している排水路について、国道7号線からJR奥羽本線までの約1.9kmの両岸を調査しております。自然流下による排水路は19カ所ありまして、そのうち豊川の増水による逆流の影響を受けない2カ所を除いた17カ所全部に、フラップ式ゲート又はスライド式ゲートが設置されているのが確認できましたが、都市下水路1カ所については改修が必要と思われるため、今後改修工事を検討しているところでございます。

次にご質問の4点目、「水系や水門操作については、管理担当を明記して広く広報かたがみ等で市民に周知すべきで、統括は危機管理が当たるべき」についてお答え致します。

水系について、秋田県内を流れる河川は、国、県が管理する河川として一・二級河川合計で352河川に及びます。本市では馬踏川、豊川の2河川が、県管理河川の秋田地域二級河川として位置づけられております。防潮水門施設については国有土地改良財産であり、農林水産省と県が管理委託協定を締結し、県が管理業務を実施しているものであります。水系防潮水門の市民周知については、市ホームページから県が示している詳細情報につながる仕組みで、今後周知を図りたいと考えております。また市内の水門操作等については、土地改良区と大雨時の対応と施設管理区分について協議を行っており、引き続き気象災害時の連絡方法を確立させるなど調整してまいります。市民への周知につきましては、土地改良区との協議の結果、施設の管理方法が確定したあとに検討致します。市内の各所の水門操作等について、統括は危機管理担当が当たるべきものにつきましても、水門操作等は昨年5月に発生した記録的大雨被害の検証結果から、災害時初動マニュアルを更新した際に参考資料として市内排水機場の位置図を作成しました。また気象災害の際は、所管する農業用施設及び下水道施設を適切に維持管理するよう努めることとし、市民対応を含め庁内の共通理解を図っているところであります。当市地域防災計画では、災害時の各種対応、配備体制を警戒室、警戒部、警戒本部、災害対策本部により室長、部長、本部長を定め、指揮命令体系をとっております。平素から業務に

精通した職員を養成し適切な役割分担のもと、業務分野に応じて各種災害対応に全庁的に取り組める態勢の構築が必要であると考えております。水門操作等の開閉については、管理部署からの意見を参考に配備した体制内で、協議決定のうえ統括しながら操作業務を熟知している各担当部署において対応したいと考えております。また、配備した体制の長への助言や総括調整など一元的な対応を念頭に、経験を積まれた危機管理の専門員を危機管理監として配置できるよう、関係機関と引き続き協議を進めているところであります。

次にご質問の5点目、「県農林水産部農地整備課・水利整備・防災班で配布した資料・パンフレットの内容について」にお答え致します。

パンフレット中の灌漑期までのプラス1.0mの基準点が不明とありますが、秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則の規定により、調整池の水位は制限水位と確保水位が既定されており、基準日5月1日から8月10日の期間は確保水位を標高1.0mとしているものであります。また、「のちに県に水門開放を願い出たが、開放を判断するための会議中で、簡単に開閉はできないとの回答だったと伺いました。午後4時過ぎと聞きます」については、当市から八郎潟基幹施設管理事務所へ防潮水門操作時間について確認しておりますが、5月18日午前6時40分から4門を開放を始め、午後1時20分には12門全門開放を行い、5月20日の午前5時10分までに操作、開門を行っているとの報告を受けております。本件については、記録的大雨以降、八郎潟基幹施設管理事務所と関係機関の間で、情報配信の仕組みにより全門開放時の連絡が入るよう改善されております。市でも気象予報により、大雨、洪水警報発令が予測される場合は、事前に八郎潟基幹施設管理事務所に対し防潮水門の開放依頼を行っておりますので、引き続き連絡体制の強化に努めてまいります。

次にご質問の6点目、「プラス1.0mと定めている根拠と、当局でよく調査・精査して協議会に申し入れること」についてお答え致します。

プラス1.0mと定めておりますのは、確保水位のことと存じます。考え方としましては、調整池面積3,911haに確保できる河川からの流入量や10年確立の渇水においても営農できる取水量を検討した結果、調整池に必要な数値としております。

次にご質問の7点目、「河川の水位の基準点」についてお答え致します。

通告書にある河川の水位データは、秋田県管理の昭和豊川地区槻木水位観測所の数値と思われます。河川水位の基準点についてであります。秋田地域振興局においては、

水位系設置地点の河床の一番低い点を0 mとして、水位高については当点からの高さとなります。

次にご質問の8点目、「危機管理は、各課が共有すべき」についてにお答えします。

議員ご提言にありますように、各種業務を遂行するうえで情報を共有することは非常に重要であると捉えております。とりわけ迅速・的確に体制を確保し、部局横断的な対応を要する危機事案においては、今後とも一層情報の共有化を図りながら実務にあたるよう指示してまいります。また庁内においては、気象情報により災害の発生が予測される場合は、初動体制をとる一步前段階で関係各課による警戒準備体制会議を開催し、初動対応方針を決定するなどの取り組みを行っているほか、県主催の八郎湖の水位調整に関する連絡会議には、農政部門、危機管理部門合同で参加するなど連携して業務にあたっております。今後も減災に向けてハード対策とソフト対策の両面で取り組むとともに、被害を最小限に抑え人的被害を限りなくゼロにするよう努力してまいります。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 10番佐藤義久議員の一般質問の2つ目、「道の駅しょうわ・ブルーメッセの花きセンターの撤退について」お答え致します。

ご質問の1点目、「進捗状況について」お答え致します。

無償譲渡される予定の観賞展示温室・管理棟・公園内トイレにつきましては、施設改修工事・電気設備工事・機械設備工事を7月から実施する予定で、県工事の発注が終了していると聞いております。有償譲渡される予定の道の駅しょうわ・高齢者ふれあい館につきましては、県が測量調査を実施し今後不動産鑑定を行い、市との売買契約の協議を予定しております。また改修や撤去に関わる工事内容については、県及び市、昭和総合開発株式会社、昭和土地改良区との間で協議しております。

ご質問の2点目、「市民の要望や意見を収集して活用の方向を定めることについて」お答え致します。

昭和竜毛地区、田屋地区、荒長根地区の市民を対象に、県が住民説明会を開催しております。この説明会には本市からも職員が参加し、平成30年6月5日と本年6月11日の2回開催され、対象地区の住民に対し県から移転計画概要、改修や撤去に係る工事内容についての説明がされております。県によりますと、この説明会の場で住民から意見を聞き、改修・撤去工事に向けて理解を得ることができたということでもあります。また活用の方向を定めることにつきましましては、観賞温室・花の広場は、地域の観光拠点

の役割も担っておりますことから、引き続き観賞を楽しみ花とふれあう機会の充実に努めていくほか、県で管理を行う解体撤去する種苗施設のガラス温室、ビニールハウス跡地の県有地につきましては、引き続き県と活用方法について協議していく考えであります。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員、再質問はありますか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 1点目の水害の関係では、全体的に詳しくご答弁いただきました。県のお答えも市のお考えも同じで、先ほど申し上げましたけれども水門の20cmが問題だということは、上流で大雨だったのでしょうが、調整池残存湖の水位が下がれば川の流れも速くなりよどまないということであります。機会がありまして、潟の真ん中に行くことができました。馬場目川の流れははっきりと中央で見えたことがあります。先ほどの質問で、佐渡付近の川が元に戻ったというお話もしましたけれども、そのころ下町付近は激流と化し怖いくらいでした。水門が一気に開放されたためと考えました。このことも、今後原因の究明と検証すべき課題であります。先ほど部長さんから詳しく説明を聞いておりますけれど、表題に関して市長からコメントを頂戴したいと思いますがいかがですか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 今のコメントということでございますが、この昨年の5月の大雨大変な被害を出しております、本当に議員からもご指摘いただきながら、我々鋭意改善にはあたっているところではあります。そのことについてまず御礼申し上げますとともに、我々としてはそこで終わったつもりは全くありませんで、これを先ほどこの質問のタイトルにあります、浸水常襲地域というのがどういう言葉なのかということはあるのですが、結局大雨が降ったときにそこに水が溜まってしまう地域というのが繰り返し今までもあったということの意味だと思っておりますが、そこについて何度もあったのであるからそこをきちんと検証して、いわゆる人的被害はもとより、物的被害も最小限に抑え込むような対策はいかほどかということだと思います。その際に、先ほどご質問にあったとおり、河川については県の管理であったり、水門の管理等については土地改良区でやっているというようないわゆる担うもの、担う者がそれぞれ異なっている。これは先ほどのご質問の中であっていつも厳しくご叱責賜るのですが縦割りというようなこと。これは縦割りの裏返しは実は役割分担でありまして、役割分担をしないと仕事は前に進まないけれども、その役割分担が固定化してしまったがために、責任がそこに重なり合

う部分がもう全くなくなって、ここの部分はお前のところだとかそういうことがたぶんその縦割り行政と言われることなのだと思います。これについては、我々市としても厳にやっぱり戒めるべきだと思っております。我々は、今いろいろ県の方にも申し入れはその機会のたびにしておりまして、そのことについては議員からもされているねという確認がありました。このいろんな基準点等の問題については、これは例えば条例であるとか、もっと及べば国の法律、施行令等、省令等に記載されているものであって、我々はそのことを遵守しながら行政運営を勧めていかなければいけないという立場には市はあります。ただそれが、我々として一番基礎自治体の潟上市民の一番近いところにいる職員として、それが本当に大丈夫なのかということは必ず問い続けていかなければならないことだと思っておりますし、今年のご指摘のとおり雨が逆に降らないというような状況にあります。そういったことがあってもこういった被害を忘れることなく、昨日も大きな地震がございましたが、市の職員はきちんとその災害警戒部を設置してということはやってございますけれども、そういった時々我々のやっている行動をきちんと反省もし、そしてこういうご指摘というのは我々としては非常にありがたいわけです。ともすれば、人間やはり我々も日々の仕事に追われて忘れていくことも多ございます。それを昨年のこの被害についてのご質問があつてこういったご指摘をいただくことは、さらに我々は一段この水害だけではなくて、災害全般について我々市民の生命と財産を守っているということをもた自覚するという大きい意義があろうかと思っております。いずれに致しましても、今後もまたこのようなご指摘は賜って、我々が改善できることそれから関係機関・団体等申し入れるべきことはきちんと申し入れていくというスタンスを堅持してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） 1番目は終わります。

2つ目のブルーメッセ関係についてですが、②の関係になりますけれども、私も説明会には出席しております。県の方から伺っていますが、譲渡予定の段階で確定の見通しが立ったと思っておりますけれども、昭和地区、最終的には全市民の利用方法を提案してもらい参考意見にするのはいかがかということで、どのぐらいの県の管理地が残されるのでしょうか。

2つ目は、県が活用するのか。委託管理を含むことができ市が活用計画を立てられ

るのか。この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 佐藤義久議員の再質問にお答え致します。

県が県有地として残すところは約2.2haでございます。そこの活用方法につきましては、今後も県それから市が協議し、それと隣の昭和のブルーメッセの会社がどういふふうな活用方法になるかというのを、今後も引き続き協議してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） 話し忘れましてので。ガラス温室の展示場は譲渡されると伺ったと思いますけれども、この維持管理については県負担であるかどうか。それから県有地の利用活用方法ですけれども、まずバラ園にするとかグラウンドゴルフ場の駐車場と石川理紀之助翁・豊川油田・潟上観光案内所及び資料館の設置の考えはあるかについてご答弁をお願い致します。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 佐藤義久議員の再質問にお答え致します。

あくまでも県有地でございますので、最終的には県の判断になると思います。一応普通財産という扱いになりますので、用途の目的が違うとなるとまた県の方と協議する形になりますので、その件につきましてはあくまでも県と協議してまいりたいと考えております。

すいません、間違えました。鑑賞温室の扱いにつきましては、今後は県から無償で譲渡される予定でございます。その管理につきましては、昭和総合開発に指定管理を考えて今方向づけとしてはそのようになるというふうに考えております。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） 再三2回目ですが、この施設利用活用について市長からひとことお願いできますか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） この施設の利用活用の方法ということでございますが、先ほど答弁確認でございますが、今現在はすべてここは県有地であるということ。そして先ほどあったガラス温室等、これから我々に大方無償譲渡される。ただ一部県条例等の規定によって有償でなければ譲渡できないというところがありますので、そこについては現在

県が鑑定をし、そのあと市と協議をするということになっております。我々はあくまでここが潟上市の有効な観光資源であるという認識があり、ですので最低でも今現在の機能は残すという前提で県と協議に入りました。残りの先ほど県有地として残る2.2haについては、先ほどいろんなご提言もありましたが、その部分については一つは現有地が軟弱地盤であること等もあり、すぐさま何かの施設をそこに市の方で建設してということについてはなかなか踏み切れない場所であると。さらにはそこを管理するうえにおいて、潟上市としての利益になるかどうかという判断をさせていただきました。その際我々としては、現状においてこの部分まで我々が市民にご負担を求め市議会にご理解をいただくのはなかなか難しいという判断のもとで、県とは一旦その部分については県有地として残してくださいということを書いてあります。ただし、先ほど産業建設部長申し上げましたとおり、今後そういったところについて有効な活用方策等があれば我々は県の方に申し入れをし、そしてその部分については再度協議を開始するというようにしております。

以上でございます。

○議長（西村 武） これをもって10番佐藤義久議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は25分です。11時25分に再開します。

午前11時14分 休憩

.....
午前11時25分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番佐藤敏雄議員の発言を許します。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 6番佐藤敏雄でございます。傍聴者の皆様、最後までご苦勞様でございます。

さて、このたびの令和元年第2回定例会におきましては、一般質問の機会を与えていただきましたことにまずは感謝を申し上げます。また市民の皆様をはじめとし、答弁をしていただく当局職員の皆様には厚く御礼を致しますとともに、市政発展のために日夜奮闘されておりますことに対しまして深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

それでは通告の要旨に従い、私は大きな項目で2項目8点についての質問をさせていただきますので宜しくお願い致します。

まず大きな項目の質問1点目は、登下校時の防犯対策強化についてであります。

はじめに、近年登下校時における子どもを狙う凄惨な事件が全国的に多発していることに、目を疑ってしまうのは私だけではないはずです。昨年5月に起こった新潟市の例では、下校中の7歳の児童が犯罪に巻き込まれ、痛ましい事件により尊い命を失いました。また先般起きた川崎市の例では、歩道でスクールバスを待っていた児童や路上で大人が次々と犯罪に巻き込まれ、2名の尊い命をいとも簡単に奪ってしまった凄惨な事件が実際に起きてしまいました。こうした悪質極まりない犯罪は絶対に許してはならないものであり、故人のご冥福をお祈り致しますとともに、このような事件が二度と起きないことを切に願うものであります。私は過去に一般質問で、不審者等への防犯対策について取り上げましたこともあり、内容が時おり異なる場合がありますことをご理解いただきたいと思えます。

さて、以前も申し述べましたとおり、警察庁の調べによれば、子どもを狙う略奪誘拐事件などは年々増加傾向にあり、70%以上が二十歳未満の未成年者や子どもを対象とした事件であることがわかっております。特に幼い子どもの場合は、臨機応変に対応するだけの判断力や行動力は乏しく、いざというときは対応力が必要であり、危険回避能力が自身を守る大きなカギになってくるということを取り上げました。理不尽な憂さ晴らしとも取れる自己都合での無差別殺傷事件や不審者の出没が後を絶たないこうした時代の背景に伴い、もしものときのための子どもたち自身による自己防衛意識力の向上はもとより、スクールバス体制の強化として、スクールバス乗り場や集合場所付近の防犯強化、見せる防犯体制として校門の入り口やスクールバス内への防犯用サスマタの常備配置、さらには児童の登下校時には警備会社の警備員を配置させるなどの世の中にあるということは少なからず否めない事実であります。そこで昨今の時代背景に鑑み、見せる防犯対策の必要性の観点から質問致します。当市の登下校時の防犯対策についてお伺いします。1、過去10年・5年・昨年における不審者情報の実例数と対策は。2、LINEアプリ対応みまもりホイッスル導入の考えは。3、校門入り口やスクールバス内への防犯用サスマタ常備配置の考えは。4、警備会社による警備員配置の考えはありますか。以上の4点について見解を求めます。

次に大きな項目の2点目、田んぼアートを活用した観光振興の促進についてであります。

田んぼアートとは、色彩が異なる複数の稲を植え付けし、文字や模様を表現する精密なアートのことを言います。制作するに当たっては、原画を元にした下絵が必要となり

ます。下絵は遠近法を用いて描き、見る方向によってバランスが取れた自然に見える描き方です。この下絵にしたがって植える品種を決め水田を測量し、決まった各品種の植える目印をつけながら田植えをする工程となり、そのための設計図の型が下絵になります。使用される稲は主に現代の食用に広く栽培されている米と、古代に栽培された稲である古代米、餅米や観賞用品種の稲であり、これらの葉や穂の色によって緑色、黄緑色、濃紫色、黄色、白色、だいたい色、赤色といった色が作られ、その完成された芸術的模様アートは多くの人を魅了させるものであります。

さて、近年では観光ビジネスチャンスに活用するため、各地域では民間事業者と地域団体、行政が連携をし、地域おこしと一体の観光誘客活動に取り組む例が増えております。具体的には、これまで十分に活用されていなかった地域固有の歴史や伝統文化などに改めて光を当て、それらをテーマにしたイベントの開催や新たな観光資源化を図る取り組みが多く見受けられる中で、最近では横手市増田の蔵のあるまち、小坂町の小坂鉄道レールパークなど、実際に大きな成果を上げている地域もみられます。また観光は、経済波及効果や雇用創出力が大きいと言われ、第1次産業から第3次産業までの全産業と密接な関係にあり、このため秋田県では観光を総合戦略産業として位置づけ、地域との連携による地域資源の掘り起こしやブラッシュアップ、人材の育成、県をあげてのおもてなしの向上などに取り組んでおられることはご承知のとおりであります。ここ数年では若者の流出や少子高齢化、過疎化による地域活力の低下が懸念されているなかで、当市においては、メイン観光場所でもある天王グリーンランドを使わない手はないと考え、スカイタワー活用の見直しを図り交流人口拡大への取り組みをしてはどうかと思うわけです。その成果をあげるひとつの方法として田んぼアートがあげられるのではないか。潟上市の風景が一望できることはもとより、田んぼアート鑑賞で人を魅了させることができる観光スポットのひとつとして新たな息吹きを吹き込むことができたならば、魅力あるまちづくりへの飛躍であると少なからず私は感じております。さらには、稲刈り体験もできることから地元の児童や学生のみならず、一般の方々や農家の方々が集うことによる交流人口の拡大へとつながり、地域おこしにもつながることは言うまでもありません。そこで交流人口の促進に向けた観光振興による地域活性化の観点から質問致します。

当市の実態についてお伺いします。1、近年におけるスカイタワーの稼働状況は。2、これまでのスカイタワーへの集客対策は。3、近年においての観光振興の対策は。4、

スカイタワーを活用した田んぼアート実施に向けた取り組みのお考えは。この4点について答弁を求めます。

以上、演壇からの質問を終わります。

○議長（西村 武） これより当局の答弁を求めます。鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 6番佐藤敏雄議員の一般質問の1つ目、登下校時の防犯対策強化についてお答え致します。

はじめにご質問の1点目、「過去10年・5年・昨年における不審者情報の実例数と対策は」についてお答えします。

小中学生を対象とした不審者事案は、10年前の平成20年度は5件、5年前平成25年度は6件、昨年平成30年度は5件でありました。対策としましては、登下校時の安全確認と改善指導、及び学校やその周辺の巡回を行うため、現在警察OBの方などにスクールガードリーダーとして市内全小学校に配置しておるところでございます。また子どもたちの安全を確保するためには、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもたちを不審者から守っていく必要があります。そこで県教育委員会、警察署、消防署、地区防犯協会、交通安全協会、各小中学校の代表者により、潟上市地域ぐるみの学校安全推進委員会を組織し、地域の関係機関・団体等と連携のもと、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制づくりを進めております。この体制のもと、警察による登下校時のパトロール強化と、消防をはじめ多方面の方による巡回が行われております。地域におきましては、子どもを守る会など地域ボランティアの方々の御協力をいただきながら、子どもたちの登下校時の安全確保を図っております。家庭には、子どもが不審者に遭った場合は、速やかな警察への通報と学校への連絡をお願いしております。家庭や学校、警察が把握した不審者情報を共有し、迅速な対応をすることで被害の防止を図っております。

次にご質問の2点目、「LINEアプリ対応みまもりホイッスル導入の考えは」についてお答えします。

本市では、新入学時の4月に市内全小学校の1年生に防犯ブザーを配布しております。各校では子どもたちにその使い方のほか大声を出す、110番のいえに駆け込むなどの非常時の対応を指導しているところであります。議員ご指摘のスマートフォンと連動した防犯用品についてではありますが、GPS機能や通信機能を活用した緊急時の通報システムとして有効であると認識しております。ただし利用するためには、子どもが登下校の際にスマートフォンを所持していなければならないため、スマートフォンの所有状況、

学校への持ち込みと持ち込んだ際のルールづくり、家庭と学校それぞれの指導と管理方法、より一層の情報モラル教育の充実などを含め調査研究してまいりたいと存じます。

次にご質問の3点目、「校門入り口やスクールバス内への防犯用サスマタ常備配置の考えは」についてお答えします。

サスマタにつきましては、現在すべての小・中学校で職員室等に備えておりますが、正しい使い方の習得が必要であることから、警察の協力を得た不審者対応訓練を計画的に実施しているところであります。スクールバスにつきましては、現在添乗員を配置し、バスの乗り降りの際には停留場所に降りて直接子どもの安全を確保しているところであります。不審者をスクールバスの中に入れないことが重要であることから、防犯上の観点からも乗り降りの際の状況確認を徹底し、さらに毎日の状況を学校に報告することで、学校における安全指導に生かしているところでございます。校門入り口やスクールバス内へのサスマタの常備につきましてはその管理が課題となり、不審者が手にした場合には危険な道具にもなることから現時点での配置は計画しておりませんが、今後も学校等における安全指導の充実に努めてまいります。

続いてご質問の4点目、「警備会社による警備員配置の考え方は」についてお答えします。

ご質問の1点目でも触れましたとおり、現在警察OBなどをスクールガードリーダー等として市内全小学校に配置しております。また、子どもを守る会などの地域ボランティアの方々など多くの人の目で確認しているところです。子どもを見守る目が多ければ多いほど子どもの安心につながるとともに、防犯意識の高い地域であることのアピールにつながると考えております。現時点では、スクールガードリーダーを職員として配置しているため警備会社による警備員配置の計画はございませんが、見せる防犯体制のひとつとして、今後もコミュニティ・スクールを通して地域と学校の関係づくりをさらに進め、地域の皆さんの力もお借りしながら、人の目による地域ぐるみの防犯活動の推進を図ってまいります。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 6番佐藤敏雄議員の一般質問の2つ目、「田んぼアートを活用した観光振興の促進について」お答え致します。

ご質問の1点目、近年におけるスカイタワーの稼働状況につきましては、入場者数の5カ年平均では5万492人となっております。平成29年度5万9,536人がピークで、現在

も4万人から6万人の間での利用推移となっております。

ご質問の2点目、「これまでのスカイタワーへの集客対策」につきましては、鞍掛沼公園3施設指定管理者と、潟上市都市公園指定管理者の連携のもと、地域とともにつくる個性豊かなにぎわいの場を基本コンセプトに、天王グリーンランド全体において季節毎のイベント企画の開催のほか、県観光連盟等と連携した道の駅のヨコ軸・タテ軸キャンペーンや、東北管内の道の駅交流による出張販売やスタンプラリーを展開しながら集客力アップに努めております。また平成23年度からは、スカイタワー展望台の利用料金200円を無料とし利用しやすい環境としております。

ご質問の3点目、「近年における観光振興の対策」については、第2次潟上市総合計画において観光振興の目指す方向として、地域活力を生み出す既存観光施設等のさらなる充実と新たな観光資源の発掘、地域特性を活かした地場産品・特産品の開発と販路拡大を進めていくとしております。主な取り組みとして、観光パンフレットや観光協会によるかたがみ観光フォトコンテストの開催など、観光情報ネットワークの強化に努めております。

ご質問の4点目、「スカイタワーを活用した田んぼアート実施に向けた取り組みについて」お答え致します。

市では平成25年度に、潟上市において田んぼアートに関する調査を行っております。想定実施場所を天王グリーンランド北西部の水田一帯を想定し、スカイタワー展望室から望めることが可能な田んぼアートの必要面積を算出したところ、少なくとも約4ha規模の水田が必要となっております。東北管内で最も観覧者が多いのが青森県田舎館村の田んぼアートでございますが、年間約14万人と言われております。田んぼアートは遠近法を利用した作成が一般的でございますが、そのほか田植え・稲刈り作業を手作業で実施するほか、アートの測量や設計に多大な労力と費用がかかり、また見栄えをよくするため様々な色の稲を使うため、種もみの種類が多くその確保が課題でございます。農地を耕作目的あるいは観光目的に活用するにあたり、農地法による権利移動の制限があるなど様々な課題がありました。平成27年3月議会で同僚議員の質問にもお答えしておりますが、田舎館村の田んぼアートの面積は1.5haとなっており、平成25年度の田んぼアート収支報告書によりますと、歳入歳出ともに約7,042万円、うち入館料収入が3,920万円であります。現在天王グリーンランドスカイタワーは無料開放しておりますので、田んぼアート実施に伴う料金徴収は難しいと考えます。さらに面積が4倍以上にな

りますと、経費も相応に増加すると考えられますと説明しております。市としましては、スカイタワーの活用については、今後も費用対効果面など含め総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員、再質問ありますか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） ご答弁ありがとうございます。

まず私からは、この1番の登下校時の防犯対策の強化について順次質問をさせていただきたいと思いますが、1の「過去の不審者の実例数と対策は」について、過去10年では5件不審者がいたと、そして5年前では6件があったという、そして去年は5件発生しているというこういうような事実はあるわけでございます。そこでちょっと細かくなってしまうとは思いますがこの件数の学年対象について、ちょっと小学生なのかそれとも中学生がこのような事件、不審者に巻き込まれたものなのか、その辺についても内訳数等わかっておりましたらまずはわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤 素子） それでは、ただいまの佐藤敏雄議員の再質問にお答えをさせていただきます。

10年前ということで平成20年度の数字を最初に申し上げました。5件と申し上げましたけれども、これにつきましては小学生が2件、中学生が3件の計5件でございます。5年前ということで平成25年度の数字を申し上げましたが、これにつきましては小学生が4件、中学生が2件の計6件でございます。最後に、平成30年度の5件につきましては、小学生が3件、中学生が2件の内訳となっております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 6番佐藤議員。

○6番（佐藤敏雄） 詳細についてありがとうございます。

潟上市にも実際に不審者は毎年出没しているということがわかったうえで、次の2番の「LINE対応みまもりホイッスルについて」の質問に移りたいと思いますが、先ほどの説明にあったとおり、現在防犯対策におかれましては、スクールガードあとは子どもを守る会、あと地域のボランティア、あと警察OBなどによる対策をとっていらっしゃる。各団体等のパトロールの強化を図っているとのことで、学校の生徒さんには今お聞きした範囲では、通知式のものではなくてただ音が鳴るブザーの防犯グッズ、そ

ちらを個人で購入もしくは学校の方で配っているとは思いますが。私はこう思ったのですが、人間というか人による防犯強化は理解できるとしましても、防犯ブザーについての対策につきましては、これまでは特に潟上市におきましては大きな問題もなく済まされてきたとは思いますが。しかしながら、先ほど冒頭でも私質問したとおり、人の命を簡単に奪ってしまうような、一昔前では考えられないような凄惨な事件が当たり前のよう起きる世の中でありまして。潟上市においては人口もあれですし、首都圏と違ってそういうような事件は起きないだろうという時代ではなくなっているわけなのであります。本当そういう意味では、事件に巻き込まれた際には、通知されないブザーのみの防犯対策であるならば私は万全な対策ではないと言えるのではなかろうかと、少なからず私はそのように感じております。それで、児童の全員がやっぱり安心が持てる防犯対策の一環として購入する形にはなってしまうと思うのですが、潟上市の一人ひとりの児童さんが、万が一の際には親元に通知されるような防犯システムのそのようなタイプの防犯ブザー、そちらの方に切り替えていくのもひとつの手ではないのかと私は思っておりますし、やはりそういう周知度と言いますか認知度が高まれば、逆に今度犯罪を起こすこの不審者などに対しても、確実に100%ではないかもしれませんが、児童にとりましては、かなりの高い確率で犯罪の抑止力にもなって安心の持てる防犯対策になりうるのではないかなと私は思っております。このように思った中で、そういう点についてどう捉えているのか見解を再度求めたいと思っております。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤 素子） ただいまの佐藤敏雄議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議員のご指摘、本当に子どもたちをなんとか守りたい昨今のこういった情勢ですので、そういった観点からご提言をいただいたと思って、その点に関しては議員の、私どもどんなに対策を講じても講じてもこういったことが起きるわけで万全ということはないという状況から、今回ご提案のあったホイッスル型のということでございましたけれども、確かに先ほどの部長の答弁でも申し上げましたように、そのものについては非常に有効であるということは私どもも認識しております。それでまた議員がおっしゃったように購入となると、ある程度のご家庭へのご負担それから私どもがどうそれを準備させていただくのかということもあるかと思っておりますけれども、一番最初の答弁でも申し上げましたように、今、全国的には子どもさんにスマートフォン等を持たせるということ

勧めている自治体もございますが、秋田県では小中学生にスマートフォンを持たせるということは100%全県で持たせていないということが前提でございます。そういった中で、なぜそれが持たせられないのかということのメリット・デメリットというのがあると思います。そういった中で、子どもがそういった型であれば、議員のご提言のものであれば、ランドセル等にスマートフォンを入れておかなければそれが作動しないものであって、またちょっと操作にも年齢の低い子どもであればちょっと困難があるというようなそういったものでございましたので、これについては重要な一つのあり方だということは認識しておりますので、今度も様々なこういった製品はこれからも出てくると思いますので今後も勉強しながら、現在では、先ほど議員がおっしゃったように小学校1年生に、引けばなるようなブザーを子どもも配付して持っていていただいているわけですが、それとまた町ぐるみで子どもたちを守っていただくということをこれからも強化しながら、さらに議員のご提言につきましては勉強させていただくということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 教育長、ありがとうございます。購入ということになれば、やはり父兄さんにもご負担いただくということで、やはり無料で配っているものをお金を払うとなれば、果たしてすんなり払ってくれるかなと、確かに私も一人の親として思いますが、やはり安全につながるとなれば、やっぱりこういうようなブザーのタイプはまず3,500円から5,000円ぐらいのものであるんですけども、やっぱり命に代えられないと思えば父兄さんにご理解してくれて支払うと思うのです。そういった点でも、もし今後なるとなればしっかりとそういうふうな父兄さんにご説明していただいて、やっぱりこういうような今時代に沿ったものが需要であることをしっかり説明していただいたうえで検討していただければと思っております。参考までになんですけれども、ICTの総研調査によりますと、LINEやツイッターなどSNSを日常的に利用している方々は、若い世代のみならず高齢者に至るまで老若男女年々増加しておりますということは皆様もご承知のとおりであります。総務省が公表しております平成30年12月1日の確定値では、日本の総人口数は今1億2,620万人約1億3,000万人弱の人口に対して、2018年末には7,523万人と約7,500万人の方々がこのSNSを利用されているということが調査の結果でわかっております。またこのSNSを利用している方の約4,000人の方を対象とし

たアンケートを取った中では、LINEというこのアプリを対応している方々が約80%であったということもわかっております。いかにこのLINEというアプリが今世の中に使われているかということがこれでおわかりだと思えるんですけども、これだけの比率でまず約8割の方々が無料通信アプリのこれからの時代に沿った利用しているということでもありますので、これからのこと先ほど言いましたけれども、時代に沿った形で無料でやっぱり利用できますLINEを活用した防犯対策システムの対策の強化を図ってはと、私はこのような観点からLINE対応のみまもりホイッスルについては質問させていただきました。長々なりましたけれども、これについては質問は終わらせていただきまして、次の質問に入らせていただきます。

このサスマタの件です。現状では先ほどのご説明では、サスマタは確かに学校の職員室に置いてあるということのご説明であったと思うのですけれども、やはりこの入り口とかそれからスクールバスへのやっぱりこの配備の活用というのは、せっかく私はあるのですから活用しない手はないなとは思っております。一方、やはり捉え方によっては、先ほどのご説明にもあったとおり、逆に犯人への武器にもなるということはおっしゃられたとは思っているのですけれども、やはりテレビ見ますと警察官とかそういう警備員、やっぱりあれを持って今は待機しているということがやっぱり目立っております。ですので、やっぱりいざ犯人が目の前にパッと包丁を持って現れたとかになると、やはり格闘技とかそういうような専門の知識がない方では、やっぱり男子でもおっと引けを取るようになるのではないかなと思うわけでありましてけれども、やっぱりそこを克服していく意味でも、先ほどもご説明あったとおり、教室などそういうサスマタの正しい使い方のそういった講習、そういうことをしっかりとまずは学ばせていただくことが必要なのではないかなと思います。そういった中で、サスマタを有効活用していただければいいなと私はこのように思っております。やはりそういうのは学校の先生のみならず、やっぱりボランティアの方々へも促していただいてやっていただきたいと思っておりますし、あとはこのサスマタ以外、ちょっとスクールバスの方に移りますけれども、これも参考までになってしまうのですが、やはりこのような事件が多発している私は世界の例をやっぱり一つ調べて上げてみますと、アメリカでは、学校のスクールバスのルートは何通りかの設定をして、当日にならないと教えないと。保護者の方に当日改めてこのルートで行きますよということでお知らせをして、計画的な犯行ができないように対策を取っているそうでもあります。これもやはりそのようなSNSでお知らせして、このような対策を取られ

ているということであるメディアが特集されておりました。私はさすがのその犯罪大国と言いますか先進国であるなど感じたと同時に、大変まずこれも有効的な手段の一つであると私は感じました。以前、藤原市長が潟上市を日本一の教育の町にしていきたいと話しておりましたと思うのですが、そのことをやはり実現していくうえでもしっかりとした防犯対策がなされている、安心して安全なまちの中で子どもたちには教育を学んでもらうべきだと私は思っております。そしてまた人づくりはまちづくり、まちづくりは教育からと、偉大な大先輩のお言葉にもございますように、教育環境はやっぱり根本なであります。しっかりとした体制が整ったうえで教育を学ばせることが重要だと私は思っております。生意気を言うようですが、その辺はどうぞご理解いただきたいと思えます。ぜひとも日本一の教育の町にしていく意味におかれましても、やはりこういうような防犯グッズも最先端の導入をしていくことはもとより、防犯対策の強化を図っていただきたいと思っておりますが、このことについて、藤原市長はどう捉えますでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

○議長（西村 武） 今教育委員会の方に質問していますので。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの佐藤敏雄議員の再質問にお答えをさせていただきます。

はじめに議員がおっしゃっていただきましたとおり、これはやっぱり見せる防犯対策ということで、子どもたちが安心して学校に通うことができる、保護者の方も地域の方も皆さん安心していただけるという意味では、今サスマタのことからお話をいただきました。そして最後には様々な防犯グッズというようなこともありました。そのあとにスクールバスということもございました。まずスクールバスについて少しだけ確認ということで、これは潟上市においては大豊小学校区の豊川地区のお子さんが学校に通学するために今整備して運行しておりますけれども、この2台のスクールバスがございます。そのスクールバスの安全安心ということで、先ほども話しました中に不審者が入って来ないということについてはまずサスマタというご提言をいただきましたけれども、まだまだ今防犯グッズということがありましたので、そういうひとつの視点をいただいたと私どもも思っております。ですから、そういった見せる防犯という意味でスクールバスあるいは校門のところで、現在ではサスマタをそこに常備するということのメリット・デメリットもこれも考えながら、そしてスクールバスにはどういった防犯グッズがあればいいのかということも、これから私どもそういう考える機会をいただいたと思っておりますので検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 市長、先ほどは失礼しました。ありがとうございます。十分わかりましたので、しっかりとした今後防犯対策に向けて協議をしていただければと思ひまして、こちらの質問は終わらせていただきます。

続きまして、大きな質問の2項目目です。「田んぼアートを活用した観光振興の促進について」の方に移っていきたいと思ひます。

先ほどのご説明で、稼働状況について年間利用者数は約5万人ぐらいというんだなということ、すごい人数の方が以外とスカイタワーを利用されているのだなと私も感じました。ただ、施設全体のまず利用者数なのかなと思ひたのですが、タワーのみの利用者数ということでそのように受け止めております。ただ自分がパッと感じるのは、あの利用されているのはスカイタワーの、天王グリーンランドまつりのときが主に活用されているので、ほかのときはあまり活用されていないのではないのかなと、心なしか私は個人的にそういうふうにおもうわけでありまして、しっかりとした観光スポットとしてのスカイタワーに集客というかそのように力を向けていけば、もっと5万人から10万人とかになるような気もしてならないなと私は思っております。あれほどのやっぱり秋田市にも負けない、セリオンに負けないああいうタワーというのはなかなか秋田県においても無いと思ひますけれども、やはり潟上市のシンボリックな存在でもありますことから、今後集客対策に向けて新たな対策とか、先ほどの説明ではスタンプラリーとか季節ごとのイベントであったということ、集客対策がなされているとご説明あったのですが、そのほかのご計画みたいなものはあるものなのか、その辺についてお答えいただきたいと思ひます。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 佐藤敏雄議員の再質問にお答え致します。

このほかに新たな集客方法を考へているのかということでございますが、まず今行っている事業の充実を図ってまいりたいということが第1点でございます。そのほかこまごまとした事業を指定管理者であります鞍掛沼公園3施設の指定管理者それから潟上市都市公園の指定管理者が連携を図ってまいっていくと思ひますので、そちらに期待したいというのが今の現状でございます。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 指定管理者に委ねて任せてやるというご返答だったと思うのですが、やはりその言わんとしたこともわかりますが、毎年やっぱりそこばかりに頼っていてはやっぱり変わっていかないと思います。観光協会の方もやっぱり新たな集客方法として、新しいそういう発想と言いますかそういうやり方、やっぱり年々新しいものを取り入れていかないことには集客にもつながっていかないと思いますので、その辺についてこれ以上は申し述べませんけれども、ぜひとも強化を図っていただきたいと、毎年同じようなイベントでないようにしていただきたいと思いつつこちらの質問は終わらせていただきます。

あと、その田んぼアートについての方に移りたいと思います。ちょっと先ほどの説明であったのですが、用地の買収も絡んでくるとは思いますし、莫大な費用がたくさんかかってしまうと。4haもやると七千いくらというお金もかかって大変ちょっと現状では厳しいという答えではありましたけれども、やはりそこでやりませんということでは、こちらは潟上市の観光振興の促進には現状維持がまず妥当だということなので、やっぱり変化がないということは何も変わらないということですから、少なからず何も変わっていかないのかなと私は思うわけでありまして。こちらの質問で一番重要なのは、一番の目的は冒頭でも述べましたとおり、田んぼアートをやることによってより交流人口の拡大ということでありまして。やはり地元の児童や学生さんそして一般の方々やさらには農家の方々、田んぼアートの現場に集うことによって交流人口が生まれてやっぱり地域の活性化につながってくると思うのです。あとその中でスカイタワーの説明でもありましたけれども、以前はその200円徴収していたとのことでありますけれども、平成23年からは今は現在無料開放しているとのことで、その収支は望まれないということでありました。確かに費用対効果を考えるとちょっと厳しいのかなということも理解はできるのですが、やはり逆の考えで、無料なのですからやり方次第では私は実現した暁には全国に類をみない、青森ですか、先ほど説明した14万人が来ているという、そこにも負けないような田んぼアート鑑賞のナンバーワンの観光スポットになりうる可能性は十分あるのではと私は思うわけでありまして。そのようなことを踏まえて、スカイタワー利用の用途へ新たな息吹と言いますか吹き込んでいただきたまいて、田んぼアートの実現に向けた希望性のあるちょっと答弁を今一度求めたいと思いつつお答えいただけますか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまの再質問にお答え致します。

天王グリーンランドの集客ということに着目しての話だと思えますけれども、過去に平成25年度においても田んぼアートについてはうちの方で検討しております。そして先ほど言いましたとおり平成27年度にまた議員さんからご質問ございまして、その中で田舎館村に対しては1.5ha、ただしタワーの高さを考えますとうちの方では4haの敷地がないと、とてもじゃないけれども見栄えはないということ。それからタワーを上るためには今は無料でございます。田舎館村さんは7,000万円かかって入館の収入がまず4,000万円くらいあるということでございます。それがうちの方は4haであれば、当然この2.5倍とは言いませんが1億円はくだらないわけです。それに対して全くの入館収入がない。確かにもしやればそれは集客というか評判にはなると思えます。しかしながら、その財政の支出を考えたときには、かなり無理があるのではないかなと。ただそのスカイタワーの今後の利活用というか集客につきましては、我々当然その指定管理者にすべてを任せるということではなくて、我々もいろいろ知恵を出しながら今後も、今100万人も人が来ているわけでございます。その中の5万人が今上っていただいているということでございますので、それ以上のものを期待するところでございますので、それについては今後も我々も知恵を出し合って検討していきたいと思えます。

○議長（西村 武） 6番佐藤議員。

○6番（佐藤敏雄） やはりどうしてもその無料であることですから、やっぱりその費用対効果は望まれないという答弁なのかな、趣旨はそうなのかなということと受け取っております。やはり1回はまず無料に市はしてしまったのですが、その辺をやっぱりまた新たに市長も変わったわけですし、新たな考えでこの徴収をしてちょっと様子を見るというのも一つの手ではないのかなと私は思っております。そしてやっぱりそれを充てていくということであれば、やっぱりなんでも無料であるから解放したということであれば、人は来るのでしょけれどもやっぱり今のこの世の中でお金を取って人の足を運ばせるということの方が多いのではないかなと私は思うわけでありまして。やっぱり魅力のあるそういうような観光の場所があれば市民は全国からも集ってくるわけでありまして、お金を払ってでも見に行きたいなと思うわけでありまして、そういったような大胆な対策と言いますかアクションを起こしていただきたいなと私は思い、このような質問をさせていただきました。様々なそういうような理由があるにせよ、秋田県では仙北市と北秋田市、内陸線を活用したその利用の目的でまずやっておりますし、近隣では八郎潟でも田んぼアートに力を入れております。確か内陸線の方ではまず8年前から、八郎潟

は確か4年前ぐらいからやっておりますので、ぜひともそういうところを参考にさせていただきながら、やっぱり他市町村の行政ができて、同じ基幹産業であるこの潟上市ができないわけではないのではないのかなと私は思うわけであります。ぜひともそのような観点からも、田んぼアートに向けた前向きな検討をしていただきたい旨を申し述べまして、私の質問を全部すべて終わりたいと思います。

答弁、ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもちまして6番佐藤敏雄議員の質問を終わります。

これで一般質問は、すべて終了致しました。

お諮りします。委員会審査等のため、6月20日から27日までの8日間、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認め、6月20日から27日までの8日間、本会議を休会することと決定致しました。

本日の日程は、これですべて議了致しましたので、よって本日はこれで散会します。

なお、6月28日金曜日、午後1時30分より本会議を再開しますので、ご参集を願います。

また、6月20日木曜日、午前10時より予算特別委員会を開会しますので、ご参集を願います。

本日はどうも傍聴者の皆さんをはじめ、議員の皆さんご苦勞様でございました。以上で終わります。

午後 0時18分 散会